

公益社団法人 北海道看護協会
新型インフルエンザ等対策業務計画

2026年3月13日

目 次

I. はじめに	
1. 北海道看護協会の新型インフルエンザ等対策業務計画の策定	1
II. 総則	
1. 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針	2
1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的	2
2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針	2
2. 新型インフルエンザ等対策業務計画の運用	3
1) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
III. 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
1) 新型インフルエンザ等対策の発生段階による実施体制	4
2) 新型インフルエンザ等対策本部	5
3) 新型インフルエンザ等対策本部各班の分掌事務	6
2. 情報収集・共有体制	7
1) 国、地方公共団体等からの情報収集・共有体制	7
2) 日本看護協会、都道府県看護協会及び本会支部からの情報収集・共有体制	7
3) 看護職への情報提供体制	7
4) 本会役職員への情報提供体制	7
3. 関係機関との連携	8
1) 関係機関一覧	8
2) 関係機関との連携方法	8
IV. 新型インフルエンザ等対策に関する事項	
1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	9
1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容	9
2) 発生時の人員計画と業務継続方法	10
2. 感染対策の検討・実施	12
1) 職場における感染対策	12
V. 教育・訓練・点検・改善	
1. 教育・訓練	15
2. 点検・改善（計画の評価と見直し）	15

I. はじめに

1. 北海道看護協会の新型インフルエンザ等対策業務計画の策定

北海道看護協会（以下「本会」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 8 号の規定により、指定地方公共機関として指定され、新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有し、国、地方公共団体及び指定公共機関と相互に連携し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

また、特措法では、業務計画の作成及び道への報告、関係市町村への通知、要旨の公表、対策の実施に必要な物資・資材の備蓄等及び施設・設備の整備とともに、訓練を行うよう努めなければならないこと等が求められている。

これらを受け、本会においても、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）に基づき、平成 28 年 1 月「北海道看護協会新型インフルエンザ等対策業務計画」（以下「本事業計画」という。）を策定した。

道行動計画については、2020 年 1 月以降の我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応での課題、関連する法改正を踏まえて政府行動計画が改正されたことに伴い、2025 年 3 月に抜本的な改正が行われた。

これに伴い、指定地方公共機関である本会の本業務計画についても改正を行う。

本業務計画は、新型インフルエンザ対策の実施に関する目的・基本方針や、本会が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、特措法の対象となる新型インフルエンザ等（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、具体的には以下のとおりである。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

II. 総則

1. 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

本業務計画は特措法第9条第1項の規定により、道行動計画に基づき、指定地方公共機関である本会が行う新型インフルエンザ対策に係る事項を定めるものである。

感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命、健康の保護に寄与するとともに、道民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となることを目的とする。

2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

本業務計画に基づく業務を遂行するに際しては、指定地方公共機関として、北海道との緊密な連携協力、日本看護協会等との情報交換及び密接な連携体制のもと、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

なお、本会の業務継続にあたっては、別に定める「北海道看護協会事業継続計画（BCP）」の基本方針である「役職員等の安全確保」、「二次災害の発生防止」、「本会機能の確保・早期復旧」、「道民の生命や暮らしを支える」に則り、事業の早期復旧・再開に取り組むこととする。

2. 新型インフルエンザ等対策業務計画の運用

1) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 平時の備えの整理や充実

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（ア）から（ウ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有にDXを活用する。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を看護職及び役職員間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応においては、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに本会として初動対応に動きだせるように体制整備を進める。

(ウ) 普及啓発と訓練

看護職及び本会役職員等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善、感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を役職員等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや本会での訓練の実施を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、看護職及び本会役職員の権利と自由に制

限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、看護職及び本会役職員に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々の人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても看護職、本会役職員及び国民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

本会が設置する新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、北海道が設置する北海道新型インフルエンザ等対策本部（本部長：道知事、以下「道対策本部」という。）、及び日本看護協会等の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

北海道から本会に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、本会はその趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

本会は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、日本看護協会と連携し、発生地域における状況を適切に把握する。

(6) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で「公益社団法人北海道看護協会危機管理規程」（以下「本会危機管理規程」という。）に基づき、対策本部及び、各班、関係部署は、その対応状況の分析、評価及び活用のために、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

Ⅲ. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

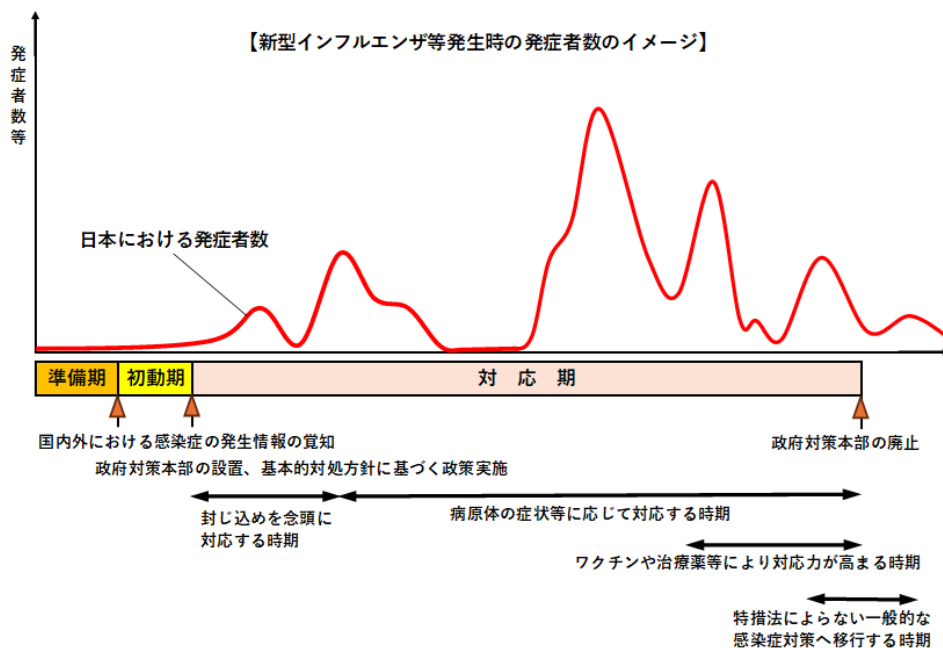
1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1) 新型インフルエンザ等対策の発生段階による実施体制

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

発生段階の定義

発生段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、道対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	初動期以後、道対策本部が廃止されるまで



「準備期」は、通常業務を継続し初動期への対応準備を図る期間である。北海道、日本看護協会等と密な連携の下に情報収集と共有を行う一方、本会内では本会危機管理規程に基づく危機管理会議を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

また、Web 会議システム等を活用してオンラインでの打ち合わせ、会議運営、在宅勤務等に備えておく。

「初動期」は国内外において新型インフルエンザ等の感染が確認された場合となり、本会会長は、道対策本部の設置状況、当該感染症の病原性及び感染力等の情報を勘案した上で、対策本部を設置し、非常体制を敷く。

道対策本部から特措法第 45 条に基づく北海道知事の道民に対する外出自粛要請や施設の利用

制限要請が発せられた場合は「対応期」に移行し、北海道の協力要請に応じて関係自治体、関係機関、日本看護協会等と連携しながら体制を強化する。

2) 新型インフルエンザ等対策本部

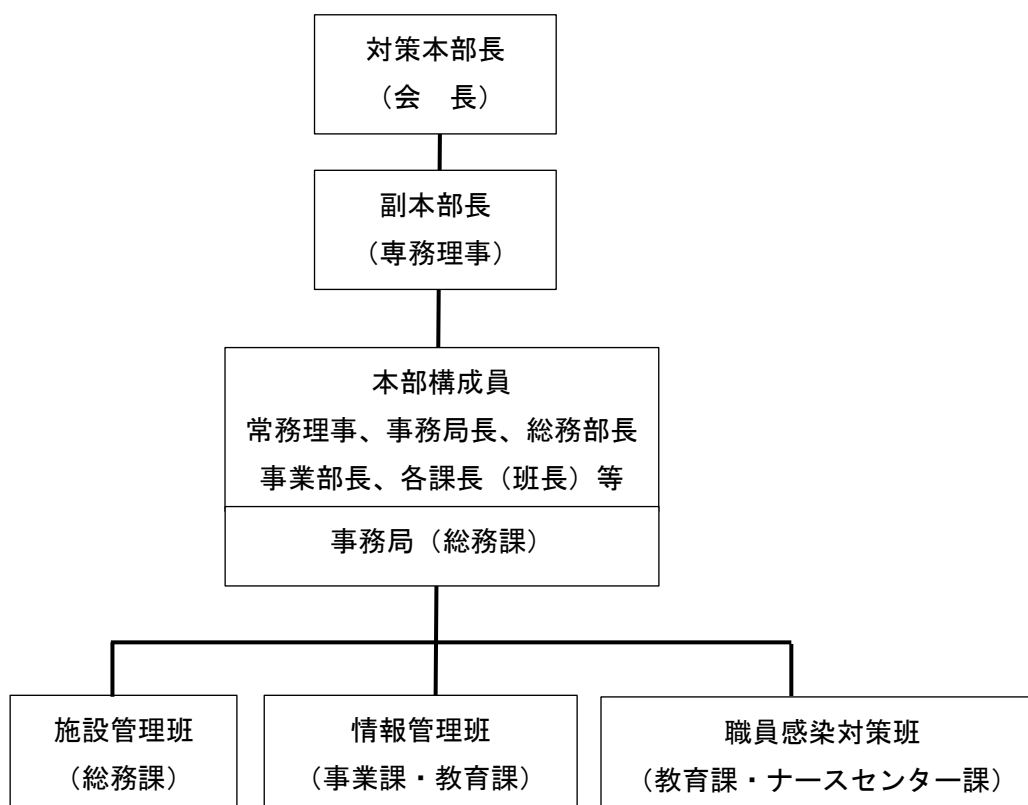
新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、対策本部を設置・運営する。

対策本部は、本業務計画に基づくものとし、対策本部長の指示により、副対策本部長（専務理事）は、対策本部メンバー※を招集し、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催する。開催の時期、頻度については、発生した新型インフルエンザ等の感染力や流行状況等を踏まえ、対策本部長の指示により、決定することとする。発生段階やその状況に応じて、新型インフルエンザ等対策本部長及び対策本部の指示に従い、その各班及び本会各部署は、体制を柔軟に再構築し、業務を遂行する。

※対策本部メンバー：対策本部長（会長）、副対策本部長（専務理事）、常務理事、事務局長、総務部長、事業部長、各課長、及び本部長が指名する者

<新型インフルエンザ等対策本部の構成>

新型インフルエンザ等対策については、次のような構成とする。なお、本会各部署は、当該対策本部の指示に従い、各班への応援体制をとる。



3) 新型インフルエンザ等対策本部各班の分掌事務

新型インフルエンザ等対策本部各班の分掌事務の次のとおりとする。

＜新型インフルエンザ等対策本部各班の分掌事務＞

局・班の名称	分 掌	主な担当部署
対 策 本 部 事 務 局	1 新型インフルエンザ等対策本部の事務局設置・運営に関する事	総務課
	2 道・他団体との連絡調整に関する事	
	3 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関する事	
	4 本会における活動・業務の自粛要請、または指示に関する事	
	5 新型インフルエンザ等対策に係る文書管理に関する事	
	6 本会役職員の動員及び給与に係る指示に関する事	
	7 発生時における本会各部署からの応援に係る指示に関する事	
	8 その他想定外の事案に関する事	
情 報 管 理 班	1 関係機関等からの情報収集に関する事	事業課 教育課
	2 新型インフルエンザ等対策に関わる広報に関する事	
	3 会員等からの相談に関する事	
	4 機関紙の発行及び公式ホームページの管理等に関する事	
施 設 管 理 班	1 施設内への入館管理に関する事	総務課
	2 施設、什器の管理に関する事	
	3 新型インフルエンザ等対策に係る物品・備品の備蓄、管理に関する事	
	4 新型インフルエンザ等対策に係る予算の出納、管理に関する事	
	5 経理業務、資産管理に関する事	
職 員 感 染 対 策 班	1 本会役職員の感染実態把握に関する事	教育課 ナースセンター 課
	2 本会役職員の感染予防等に関する事(情報提供含む)	
	3 事務所内で発症した者への救護に関する事	

2. 情報収集・共有体制

1) 国、地方公共団体等からの情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等への対策を適時的確に実施するために、国では、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることを重要視している。また、道においてもサーベイランス体制を強化し、積極的な情報収集・情報分析を行うこととしている。本会においては、国や道からその発生状況を迅速に把握し、必要な対策の実施を判断するとともに、情報を速やかに収集・分析、共有を図る。

2) 日本看護協会、都道府県看護協会及び本会支部からの情報収集・共有体制

国や道から得た情報について、その必要性を判断し、日本看護協会及び各支部との情報共有を行う。初動期から、日本看護協会及び各支部との連携を強化し、道内での看護職における発生状況や、その対応等について情報を収集・分析する。集約した情報については、必要に応じて日本看護協会との共有を図る。

3) 看護職への情報提供体制

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、特に対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

発生前においては、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及び、まん延の防止に関する情報を適時提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

看護職への情報提供に当たっては、本会ホームページ、SNSを活用する。

4) 本会役職員への情報提供体制

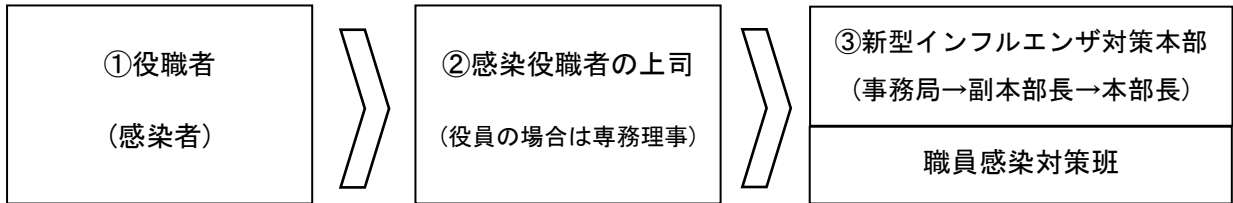
本業務計画及び新型インフルエンザ等対策に関して、本会役職員へ情報提供する。個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

本会役職員への情報提供に当たっては、発生段階別の状況に応じ、必要時、緊急連絡網を用いる。

どのような発生段階においても、本会役職員の感染状況の把握のために、積極的に情報収集・分析し、感染した場合には次の経路で報告する。なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力、死亡率等の流行状況に応じて、対策本部の指示に従い、本会役職員と同居する家族が感染した場合には、電話でその旨を上司に報告し、出勤自粛等を判断する。上司は次と同様の経路で、その結果を報告することとする。

感染状況の把握の際には、個人情報の取り扱いについて、本会個人情報保護規則に基づき、感染者等の人権に十分に配慮し、保護することとする。

＜本会役職員の感染時の報告経路＞



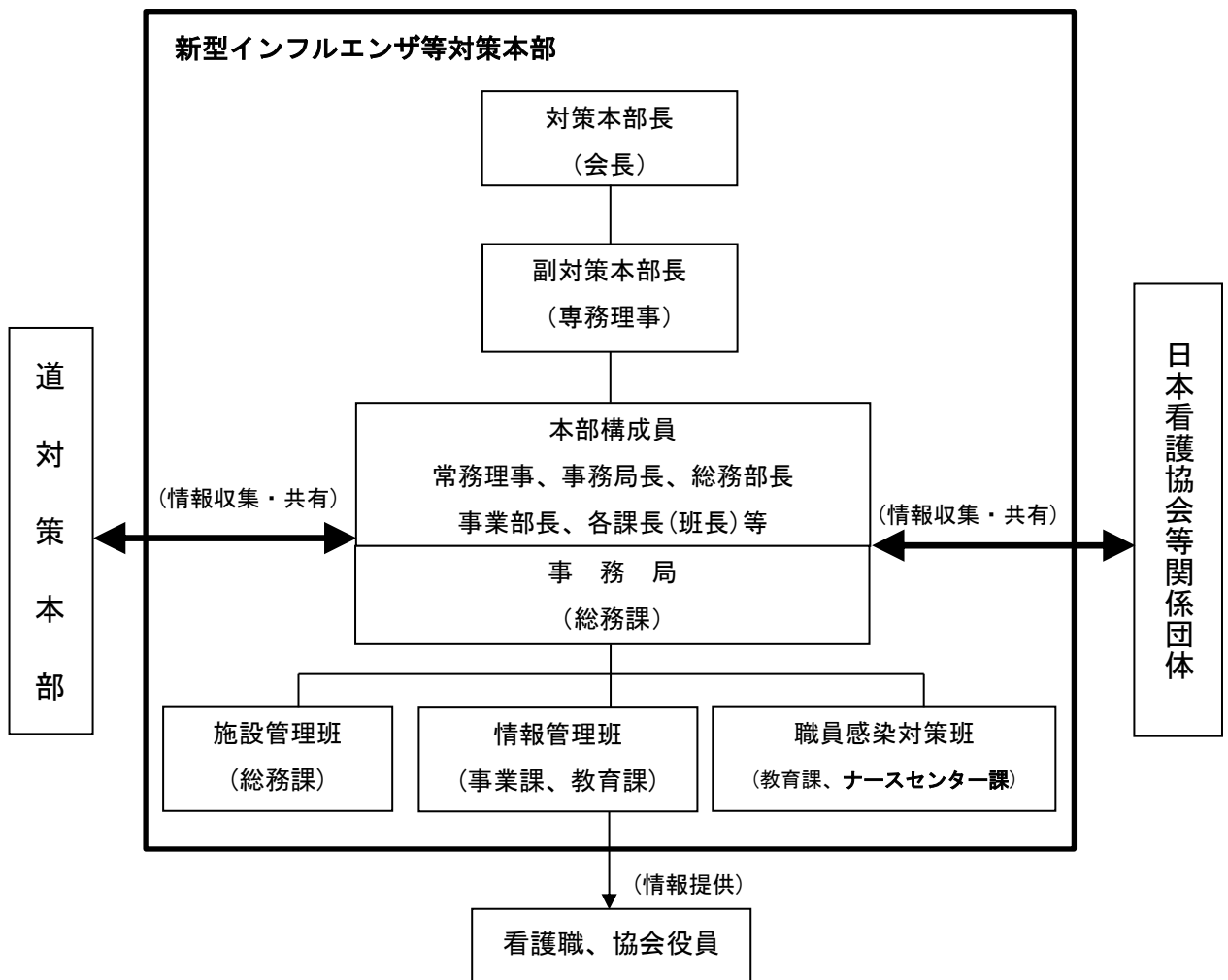
※ 報告内容：感染者氏名、診断名、発症日と診断日、ワクチン接種の有無、感染経路

3. 関係機関との連携

1) 関係機関一覧 (別添)

2) 関係機関との連携方法

＜新型インフルエンザ等対策本部設置後の情報共有ルート＞



IV. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

発生段階別	業務の具体的内容
準備期	<p>準備期は、本会危機管理規程に基づき、危機管理会議を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等の対策を推進する。さらに、北海道、関係市町村、日本看護協会等からの情報収集及び連携を強化し、国内発生時に備えた準備を進める。</p> <p>あらかじめ、指定地方公共機関として関係機関の役割を確認整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行うことも重要となる。</p> <p>研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて北海道、日本看護協会、及び関係機関間の連携を強化する。</p> <p>また、「初動期」、「対応期」に移行しても混乱しないよう、Web 会議システム等を活用してオンラインでの打合わせ、会議運営、在宅勤務等に備える。</p>
初動期	<p>新型インフルエンザ等が海外で発生し又はその疑いがある場合には、準備期における検討等に基づき、必要に応じて本会の危機管理規程に基づく危機管理会議を開催するとともに、本会役職員及び関係機関と情報を共有する。道対策本部の設置等の動向や検討状況を踏まえ、必要な場合は本会会長が対策本部を設置する。</p> <p>なお、本会業務は原則として通常どおり実施しながら、道内発生・感染拡大に備える。</p> <p>国内で発生が確認された場合は、政府機関等から発信される新型インフルエンザ等に関わる情報収集・分析、必要な対策の決定及び実施、道民、看護職及び役職員への情報提供、関係機関との連携等を行う。</p> <p>北海道との災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、北海道の要請により、災害支援ナースが所属施設から派遣されることを想定し準備を進める</p>
対応期	<p>政府対策本部から特措法第 32 条第 1 項に基づく「緊急事態宣言」が発せられた場合は、対策本部で情報共有するとともに、北海道、日本看護協会、関係機関とも密に情報共有した上で、対策を検討する。</p> <p>引き続き、北海道等から発信される新型インフルエンザ等に係る情報を対策本部で把握し、日本看護協会等の関係機関と共有する。</p> <p>対策本部長は、各班に定めた分掌事務について、指示及び命令等を行い、本会各部署は、当該対策本部の指示に従い、体制を柔軟に再構築し迅速に対応する。</p> <p>災害支援ナースが他の都府県において活動することがあることを想定する。</p>

2) 発生時の人員計画と業務継続方法

感染拡大防止のための人員計画及び業務継続方法は以下に示す内容を基本とし、状況に応じて、対策本部により改めて検討・決定する。

(1) 発生段階別の本会内の人員計画概要

		準備期	初動期	対応期	
危機管理体制	危機管理 会議開催	新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営			
人員計画		<ul style="list-style-type: none"> ・本会各部署から、対策本部各班の人員の確保 (※本会各部署は、必要な業務及び人員を把握する)	<ul style="list-style-type: none"> ・本会各部署から、対策本部各班の人員の確保 (※本会各部署は、柔軟に、その体制を再構築する)	<ul style="list-style-type: none"> ・本会各部署から、対策本部各班の人員の確保 ・本会全体としての優先業務への人員配置 ・本会全体としての応援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の小康が確認できる際は、初動期に準じる。 (※本会各部署は、その体制を再構築する)
被害想定		罹患率：25%		欠勤率：25～40%	
※被害想定は新型インフルエンザの場合であくまで目安である。					

(2) 発生段階別の本会内の業務継続の考え方と主な対応

＜業務継続の考え方＞

発生段階	基本方針	勤務体制	会議・出張
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務の継続 ・初動期に向けた対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常どおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常開催 ・通常出張 ・オンラインを併用
初動期	<p>以下の業務は継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、通常業務 ・感染症対策に係る業務 ・災害支援ナース派遣調整業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務の活用 ・時差出勤、休憩時間の変更等の奨励 ・館内は感染予防策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・縮小、延期、中止を判断 ・オンラインを併用 <p>以下の施設は休止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・研修室等 ・大通看護研修会館
対応期	<p>以下の業務は継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務(必要最少限) ・感染症対策に係る業務 ・災害支援ナース派遣調整業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務の積極活用 ・時差出勤、休憩時間の変更等の奨励 ・館内感染予防策の継続 ・役職員以外は来館制限 	<p>原則、以下以外の会議・出張は中止又は延期する。ただし、オンラインは可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る会議・出張 ・感染症対策に係る会議・出張 <p>以下の施設は休止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・研修室等 ・大通看護研修会館

(3) 業務継続に向けた実施方法

感染リスクを低下させるため、重要業務の重点化、出張や対面での会議の中止、在宅勤務(オンライン)の活用、時差出勤の奨励等を実施する。

2. 感染対策の検討・実施

1) 職場における感染対策

(1) 感染予防・まん延防止のための普及啓発

イントラネットを通じて、職場における新型インフルエンザ等の感染予防策を周知徹底する。

さらに、感染予防策に関する理解を深めるためのeラーニングなどを実施し、役職員の意識向上を図る。

(2) 本会内での感染予防・まん延防止策

①個人における感染対策

平常時のうがい・手洗いに加え、国内における発生の初期段階から、マスク着用・咳エチケットの励行・人混みを避ける等の基本的な感染対策の実践を促す。

②職場における感染対策

本会役職員が発熱等のインフルエンザ様症状を認める際には、出勤せず早期に医療機関を受診するよう注意喚起を行う。上司や職場は、受診できるよう業務等の調整を行う。

職員感染対策班は、新型インフルエンザ等に関する基礎知識等の必要な情報について情報提供を行う。施設管理班は防災マニュアルに基づいた防護具等の管理を定期的に実施する。

なお、同居家族等が発症した場合の自宅療養を要する期間については、政府方針に則した上で、対策本部が期間を決定する。

<本会役職員が感染した場合の対応と感染者が自宅療養を要する期間>

ケース	感染等の状況	自宅療養を要する期間
①	本人が感染（症状あり）	政府方針にならない対策本部が判断
②	本人が感染（症状なし）	同 上
③	本人が感染の疑い（発熱等）	同 上
④	本人が濃厚接触者（陰性）	積極的に在宅（オンライン）勤務を活用するなど症状に応じて対策本部が判断
⑤	同居者が感染	同 上
⑥	本人・同居者が感染の疑い（受診・検査待ち等）	同 上

<建物内での感染拡大防止>

事項	実施方法等
理事・委員への対応	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
本会内会議	・緊急を有する者に限定し、Web 会議システムなどのオンラインを活用。電話やメールを活用して実施
役職員入館時の対応	・役職員は、自宅で検温して出勤することとする。検温を忘れた職員は、館内入口に準備した体温計で必要に応じて検温してから入室。
来館者への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ館内出入り口を制限 ・事前に連絡可能な関係者に対して、あらかじめ対応を連絡 ・来所者の立ち入りまたは、その区分を制限（看板の掲示等）
配送業者への対応	・配送場所を限定するなど、執務室への入室を制限
業務委託先・取引先への対応	・本会担当部署と準備期から打合せを行い、事業継続の方法を検討。
ビル管理・共用部の対応	・通常の清掃に加え、ドアノブ、スイッチ、テーブルなど接触部位の清掃 ・トイレ、給湯室など必要箇所に速乾性消毒用アルコール製剤を設置
個人の感染対策	・不特定多数の来館者に接する役職員は、マスクを着用 ・手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケットの励行等の実施を強化
勤務時間の臨時変更	・職員への感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

(3) 特定接種

本会は特措法第 28 条第 1 項に規定する特定措置に係る登録を要する事業者ではないが、必要に応じて適宜対応する。

<新型インフルエンザ等に係る物品・備品の備蓄、管理>

新型インフルエンザ等対策用防護具・衛生用品として、以下の製品を予め用意する。

品名	必要最低限の数量	備蓄数量	配付・設置場所
サージカルマスク	役職員等 50 人×1 日 1 枚×8 週間 (56 日) =2,800 枚	3,000 枚	毎週初めに 1 週間分を配付
手指消毒剤 (1ℓ) 例) エタノール製剤 (エタノール含量 50%以上)	設置場所 9 カ所 設置数量 16 本	40 本	下記参照※ 必要に応じ、下記以外にも適宜設置
ディスポ手袋	1 日 5 枚×8 週間(56 日) =280 枚	600 枚 (1 箱 150 枚入り×4 箱)	必要に応じ、施設管理班より必要数を配付
希釈性消毒液 (500ml) 例)次亜塩素酸ナトリウム	(各階 1 本) =5 本	10 本	必要に応じ、施設管理班より必要数を配付
専用ゴミ箱	設置場所 9 カ所 設置数量 11 個	11 個 (蓋付の段ボールにゴミ袋をセット)	下記参照※

<手指消毒剤及び専用ゴミ箱の設置場所>

	場 所	手指消毒剤	専用ゴミ箱
1	1 階 エントランスホール	4 本	2 個
2	1 階 事務室	2 本	1 個
3	1 階 図書室	1 本	1 個
4	1 階 ナースセンター課	1 本	1 個
5	2 階 ホワイエ	2 本	2 個
6	3 階 ホール	2 本	1 個
7	4 階 ホール	2 本	1 個
8	地下 風除室	1 本	1 個
9	地下 清掃員控室	1 本	1 個
合 計		16 本	11 個

※使用後の対策用防護具等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき適正に処理する。

V. 教育・訓練・点検・改善

1. 教育・訓練

新型インフルエンザ等が実際に発生した場合に、本会の危機管理体制を速やかに構築し、迅速かつ的確に対応するため、また、本会内における新型インフルエンザ等の感染予防・まん延防止のために、発生前から、その発生に備えた訓練等を実施することが求められる。

また、本会役職員一人ひとりが、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策を習得し、感染対策の実践ができるように、すべての本会役職員を対象とした研修及び情報提供を行う。

＜新型インフルエンザ等対策に関する役職員向けの主な研修項目＞

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識について
- ・ 感染予防・まん延防止策の実践方法について（個人防護具の適切な使用方法、手指消毒等）
- ・ 本会における新型インフルエンザ等対策（業務計画等）について

2. 点検・改善（計画の評価と見直し）

本業務計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についても訓練等による検証等を通じ、定期的、あるいは組織体制の変更等に伴い適時、修正・変更を行うものとする。

なお、本業務計画に記載していないもので、必要があると判断される事項については、新型インフルエンザ等対策本部会議での議を経て実施されるほか、別に定めることができるものとする。

本業務計画は、2026年3月13日から施行する。

(別添) 関係機関一覧

関係機関	連携先
北海道 保健福祉部感染症対策局感染症対策課	TEL:011-204-5253 FAX:011-206-0738
北海道 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	TEL:011-204-5251 FAX:011-232-4108
札幌市 保健福祉局保健所感染症総合対策課	TEL:011-622-5199 FAX:011-622-5168
公益社団法人 日本看護協会	TEL:03-5778-8831 FAX:03-5778-5601
<p><支部></p> <p>道 南 南 支 部 道 南 北 支 部 札 幌 第 1 支 部 札 幌 第 2 支 部 札 幌 第 3 支 部 札 幌 第 4 支 部 小 樽 支 部 後 志 支 部 南 空 知 支 部 北 空 知 支 部 室 蘭 支 部 苫 小 牧 支 部 日 高 支 部 上 川 南 支 部 上 川 北 支 部 留 萌 支 部 稚 内 支 部 北 網 支 部 遠 紋 支 部 十 勝 支 部 釧 路 支 部 根 室 支 部</p>	<p>各支部の連絡先は、支部長が所属する機関となる。</p>